

建設工事を落札された皆様へ〔奥州市〕

建設業法では、建設工事の適正な施工の確保と建設産業の健全な発展のため、不良不適格業者を排除し、「技術と経営に優れた企業」が成長できるような条件整備を行うことを目的として、技術者等に関する制度を定めています。市営建設工事の施工にあたっては、これらの制度をご理解のうえ、的確な運用に努めてください。

1 一括下請負の禁止について（建設業法第22条）

建設業者は、その請け負った建設工事を、方法の如何を問わず一括して他人に請け負わせ、又は一括して請け負うことはできません。

2 下請代金の支払いについて（建設業法第24条の3）

元請負人は、発注者から請負代金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、当該支払いを受けた日から1か月以内に、相応の金額を支払わなければなりません。

また、発注者から前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

3 施工体制台帳等の整備について（建設業法第24条の8）

特定建設業者は、元請として建設工事を請け負い、当該建設工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え付け、発注者の閲覧に供しなければなりません。

また、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

4 経営事項審査について（建設業法第27条の23）

公共工事を元請として請け負おうとする建設業者は、建設工事請負（入札参加）資格者名簿の有効期間にかかわらず、請負契約の締結の日の1年7か月前以内の日を審査基準日とした経営事項審査の結果通知を受けていなければなりません。この結果通知を受けていない建設業者は、公共工事の請負契約を締結することができません。

5 工事現場に掲げる標識について（建設業法第40条）

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。

6 下請調書の提出について

市営建設工事を請け負った際に、受注者が工事の一部を下請させる場合には、「下請調書」を監督員に提出してください。また、下請代金を支払った際は、速やかに「下請代金支払報告書」を提出してください。

7 建設業退職金共済制度について

市営建設工事を請け負った建設業者は、自ら建設作業員を使用する場合及び下請負人が建設作業員を使用する場合には、請負契約締結の日から1か月以内に勤労者退職金共済機構の発注者提出用掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を提出してください。

また、元請負人は、請け負った工事に必要な共済証紙をまとめて購入し、その現物を下請負人の延べ労働者数に応じて、末端の下請負人まで交付するようにしてください。

なお、建設業退職金共済組合に加入し、履行実績がある場合は、経営事項審査において評価されます。

8 技術者の配置について（建設業法第26条）

建設業者は、建設工事を施工する場合には、その現場に一定の資格又は経験を有する技術者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。						
業 種 区 分	指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種）			その他の業種（21業種）		
許 可 区 分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請代金の合計	4,500万円 以上	4,500万円 円未満	4,500万円以上は 下請契約できない	4,500万円 以上	4,500万円 円未満	4,500万円以上は 下請契約できない
現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	・1級資格者 ・大臣特認者	・1級資格者 ・2級資格者 ・実務経験者		・1級資格者 ・指導監督的 実務経験者 ・大臣特認者	・1級資格者 ・2級資格者 ・実務経験者	
技術者の専任	請負金額4,000万円以上の工事は、現場ごとに専任					
監理技術者資格者 証の必要性	必 要	—		必 要	—	

（注1）建築工事業にあつては、4,500万円を7,000万円に、4,000万円を8,000万円に読み替える。

（注2）主任技術者及び監理技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあるもので、かつ受注者が請け負った工事の入札執行日の3か月以上前から継続して雇用している者でなければなりません。